

●香川県告示第538号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成20年12月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 所在地
変更前 善通寺市大麻町1306番地
変更後 丸亀市飯山町西坂元585番地
- 2 名称
株式会社 善通寺自動車学校
- 3 売りさばき場所
変更前 善通寺市大麻町1306番地
変更後 丸亀市飯山町西坂元585番地